

2014年2月

エコマーク使用契約者
ご担当者各位

消費税法の改正（税率の引き上げ）に伴うエコマーク事業に係る手数料等に関するお知らせ

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

消費税法の改正に伴い、エコマーク事業に係る手数料等については、2014年4月1日より下記のとおり消費税率となりますのでお知らせいたします。

1. エコマーク商品認定審査料

- ・ 2014年4月1日以降に当協会にお振込いただくエコマーク商品認定審査料には、消費税率8%が適用されます。
なお、2014年3月31日までにエコマーク商品認定・使用申込書（様式2）を提出された場合でも、エコマーク商品認定審査料のお振込が2014年4月1日以降となる場合には、消費税率8%が適用されますのでご注意ください。

2. エコマーク使用料

- ・ 2014年4月1日以降に到来する、エコマーク使用契約者毎に定まる『基準日（毎年到来する、最初にエコマーク使用基本契約を締結した日の翌月1日）』から、消費税率8%が適用されます。
- ・ ただし、上記のうち、前年の使用料の精算分（2014年3月31日以前の『基準日』から1年分のエコマーク使用料（確定））については、2014年4月1日以降に確定した場合であっても、消費税率5%を適用します。

3. エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行）

- ・ 2014年4月1日以降に当協会にお振込いただくエコマーク認定証発行料には、消費税率8%が適用されます。

以上